

パーソナルトレーニング規約

第1条（定義）

1. 本規約は、株式会社ボディプラスインターナショナル（以下「当社」といいます。）が運営、管理を行う HALEO 代官山（以下「本クラブ」といいます。）がお客様に対して提供するパーソナルトレーニング（以下「本プログラム」といいます。）の提供条件を定めるものです。
2. 本規約は、本プログラムを利用するにあたり適用されます。本規約に定めのない事項については、本クラブの会員規約（以下「会員規約」といいます。）を適用するものとします。なお、本規約に会員規約と競合する規定がある場合は、本規約の定めが優先されます。
3. お客様は本規約の定めに従って、本プログラムの申込や指導の予約手続き等を行うものとします。
4. 会員価格にて本プログラムを申し込んだ場合、本プログラム実施期間中は本クラブの月会費会員として在籍することを条件とします。
5. 本規約において、本プログラムにおける個別指導は、インストラクター（パーソナルトレーナー）を紹介する運動やストレッチ、カウンセリング、測定等を総称して「トレーニング」と定義します。

第2条（契約の成立）

1. 本クラブとお客様との本プログラムにおける個別のトレーニング契約（以下「個別契約」という。）は、契約ごとに本クラブが定める予約サイト「HALEO ZONE (<https://www.haleozone.com/>)」にてお客様が所定の事項を入力して登録し、当該申込を当社が承諾したときに成立するものとします。
2. 本プログラムをお申込みのお客様の健康状態に変化があった場合（大きな病気にかかった等）は、必ず本クラブスタッフにお声掛けいただくものとします。

第3条（料金支払）

お客様は、申込書に定めたプログラム料金を、個別契約の成立時に支払うものとします。支払方法は別途定めます。

第4条（プログラム料金の不返還）

本クラブとお客様との間で個別契約が成立した後は、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、本クラブはお客様から支払われたプログラム料金を返還いたしません。

第5条（トレーニング実施日決定およびキャンセル方法）

1. お客様が本プログラムの実施を希望する場合、原則としてトレーニング実施希望日の 30 日前より予約受付が開始され 24 時間前までに手続きを行い、本クラブの承認を得た上で実施日を決定するものとします。なお、4 回チケットの有効期限は購入日より 2 か月間とします。
2. お客様が、前項に従い決定した本プログラムのトレーニングの予約をキャンセルする場合、日時の変更のみ原則 1 回まで受け付けるものとします。その場合は、トレーニング実施 24 時間前までに、本クラブに対し、キャンセルの連絡をするものとします。お客様が、当該受付時間を過ぎてからキャンセルをする場合、個別契約で定めたトレーニング 1 回分を実施したものとして取り扱います。また、次回の予約をお断りする場合があります。ただし、本クラブの都合、及び天災により、プログラムの実施が出来なかった場合はこれにあたりません。

第 6 条（指導時間および内容）

1. トレーニングの実施施設の混雑状況や本プログラム実施内容により、本クラブから案内する 1 回あたりのトレーニング実施時間が前後する場合があります。
2. 本クラブへのチェックインは本プログラム予約時間の 30 分前以降、チェックアウトは本プログラム終了後 30 分までとなります。いずれか一方でも時間を超過した場合、一般価格にて本プログラムを申し込んだお客様については都度利用として 1 回あたりの施設利用料を貰い受けます。また、会員価格にて申し込んだお客様のうち会員種別による利用可能時間外の場合は、メンバードロップインとして 1 回あたりの施設利用料を貰い受けます。
3. 一般価格にて本プログラムを申し込みチェックインされたお客様は、本プログラムの実施目的以外での施設利用は出来ません。使用可能なエリアについては、ラウンジ、ロッカー、更衣室、シャワールーム、トイレとします。
4. トレーニング（特にストレッチや測定）を実施する際、身体に触れて指導を実施することがあります。
5. お客様は、トレーニングが、医療行為及び医業類似行為とは異なること、当社の提供するサービスは体力向上やコンディショニング（調子）を整える指導やアドバイス、または情報提供に留まることを理解したうえで契約するものとします。

第 7 条（指導の実施場所）

トレーニングを実施する場所は、本クラブ B1F クロスフィットジムのみとなり、他の施設では実施できません。

第 8 条（コンディショニングの申告）

1. お客様は、本プログラム申込時に諸施設の利用に耐え得る健康状態であることを申告し、事実には反しないことを保証するものとし、トレーニング実施日当日のコンディションを本クラブに申告するものとします。
2. 本クラブは、お客様の申告に基づき、当日のトレーニングを実施するか決めるものとします。また、本クラブは、トレーニング中、お客様が体調不良と認められる場合、トレーニングを中止する場合があります。
3. 本クラブに申告しなかった事由によって、お客様に発生した傷害等については、本クラブは一切責任を負わないものとします。
4. お客様は、トレーニング中、身体に痛みや何らかの違和感を感じる運動や動きがある場合は、速やかに担当インストラクター（パーソナルトレーナー）に伝えるものとします。

第9条（トレーニング中の事故等の免責）

お客様は、細心の注意を払ってトレーニング指導を受けるものとし、トレーニング実施中にお客様の不注意により発生した事故及び怪我について、本クラブは一切責任を負わないものとします。

第10条（諸規則の遵守）

お客様は、トレーニング指導を受けるにあたり、本規約、会員規約および施設内諸規則を遵守し、本クラブ施設スタッフの指示に従うものとします。

第11条（本プログラムの中止、解約）

当社は、お客様が本規約に違反し、または本クラブの会員として会員規約に違反する行動をとられた場合は、トレーニング指導を中止し、また以降のトレーニング指導を行わず、あるいは直ちに個別契約を解約することができます。その場合でも、本クラブはお客様に対し、プログラム料金を返還いたしません。

第12条（会員の損害賠償責任）

お客様がトレーニング中、お客様の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、お客様が当該損害を賠償する責を負うものとします。

第13条（お客様情報の管理および利用目的）

1. 本クラブは、本プログラムの提供に関して取得するお客様の個人情報を、本クラブが別途定める個人情報保護方針に従い管理します。

2. プログラム実施期間中に記録した測定値などの内容は、本クラブでのプログラム効果実証や個人が特定できない範囲でのデータ公開に使用いたします。

第 14 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

1. 本クラブは、本規約に基づいてお客様が負担すべき諸費用および本プログラムの内容について、本クラブが必要と判断したときは、これらを変更することができます。
2. 本クラブは、前項に定める諸費用および本プログラム内容を変更するときは、1ヶ月前までにお客様にこれを告知するものとします。

第 15 条（規約の改定）

本規約の改定および変更は、本クラブにより為されるものとし、その効力は、当該改定および変更時に本プログラムの契約をしている全てのお客様におよぶものとします。本規約におけるお客様への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

株式会社ボディプラスインターナショナル
〒983-0812 宮城県仙台市宮城野区小田原弓ノ町 101-10 アセンドビル
2021 年 5 月 1 日制定